

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行		
<p>（要排出抑制施設）</p> <p>第十條の二 法第十八條の三十二の政令で定める施設は、別表第四の二に掲げる施設とする。</p> <p>別表第四の二（第十條の二関係）</p> <table border="1" data-bbox="805 197 922 1057"> <tr> <td data-bbox="869 197 922 945">一 製銑<small>せん</small>の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 197 869 1057">二 製鋼の用に供する電気炉</td> </tr> </table>	一 製銑 <small>せん</small> の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）	二 製鋼の用に供する電気炉	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
一 製銑 <small>せん</small> の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）			
二 製鋼の用に供する電気炉			